

# 価格高騰に対する 下請への適正な価格転嫁について

令和4年12月

埼玉県県土整備部建設管理課

## 【最新の取引価格を反映した適正な請負代金額の設定のための取組①】

埼玉県県土整備部建設管理課

### 埼玉県土木工事設計単価、同建築工事積算標準単価の改定について

#### 1 概要

埼玉県では、今般の建設資材等の価格高騰を踏まえ、最新の実勢価格を適切に設計単価に反映させるため、令和4年度は期間を短縮して単価改定を実施しています。

#### 2 改定内容

##### (1) 埼玉県土木工事設計単価

土木工事設計単価のうち、資材単価等を2か月毎に改定。  
そのうち、主要資材については毎月改定。

##### (2) 埼玉県建築工事積算標準単価（建築・電気・機械）

建築工事積算標準単価のうち、資材単価等を2か月毎に改定。  
そのうち、主要資材については毎月改定。

#### 3 問い合わせ先

##### (1) 埼玉県土木工事積算設計単価について

建設管理課 土木積算・IT担当 野川、河田、金子 電話 048-830-5196

##### (2) 埼玉県建築工事積算標準単価（建築・電気・機械）について

建設管理課 建築技術・積算担当 甲田、内藤、横山 電話 048-830-5192

## 単価改定スケジュール

※令和4年10月現在

| 単価表名称       | 改定年度  | 資材   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------------|-------|------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 土木工事設計単価表   | 通常    | 資材   | ◎  |    |    | ◎  |    |    | ◎   |     |     | ◎  |    |    |
|             |       | 主要資材 |    | ○  | ○  |    | ○  | ○  |     | ○   | ○   |    | ○  | ○  |
|             | 令和4年度 | 資材   | ◎  |    | ◎  |    | ◎  |    | ◎   |     | ◎   |    | ◎  |    |
|             |       | 主要資材 |    | ○  |    | ◎  |    | ◎  |     | ◎   | ◎   |    | ◎  | ◎  |
| 建築工事積算標準単価表 | 通常    | 資材   | ◎  |    |    |    |    |    | ◎   |     |     |    |    |    |
|             |       | 主要資材 |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |     |     | ○   | ○  | ○  | ○  |
|             | 令和4年度 | 資材   | ◎  |    | ◎  |    | ◎  |    | ◎   |     | ◎   |    | ◎  |    |
|             |       | 主要資材 |    | ○  |    | ◎  |    | ◎  |     | ◎   | ◎   |    | ◎  | ◎  |

◎: 全面改定 ○: 5%以上変動した場合に改定

実績 ← | → 予定

単価改定等の積算に関する情報は、埼玉県ホームページで公表しています。  
最新の情報を入手し、入札に参加してください。

土木工事積算関係公表図書

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokusekisankouhyou.html>

土木工事設計単価表

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/dobokukoujisekkeitankahyou.html>

埼玉県建築工事積算関係公表図書

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kenchiku-kouhyoutosyo.html>

## ■ スライド制度について

### ◆ 制度の概要

工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を超えた場合に、請負代金額の変更することができる制度

### ◆ スライドの種類

- ・全体スライド : 12か月以上の工期の工事における  
資材、労務単価の変動時に適用
- ・インフレスライド : 急激な資材、労務単価の変動時に適用
- ・単品スライド : 急激な資材単価の変動時に適用

## ■ 取組の概要

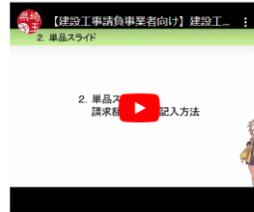
- 令和4年1月 運用基準及びマニュアルを庁内及び関係団体に周知
- 令和4年3月 制度概要や相談窓口を明記したリーフレットを作成し、庁内及び関係団体に周知
- 令和4年5月 県HPにおいて、スライド制度に関するページを開設し、スライド額の計算例及び申請書類の記載例を掲載
- 令和4年6月 スライド制度についての説明動画を作成（埼玉県公式Youtube及び県HPに掲載）
- 令和4年8月 単品スライドに関する運用基準の改正**

## ■ 県HPにおけるスライド制度に関するページの開設及び計算例・説明動画の作成

### ◆リーフレット：契約時に受注者に配布



### ◆説明動画：制度の概要及び単品スライドの計算例の活用方法について説明



### ◆計算例：スライド適用の可否を簡易に算出

スライド制



説明動画



# パートナーシップ構築宣言

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな共存共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するもので、「成長と分配の好循環」を目指します。

- ✓ サプライチェーン全体での付加価値向上
- ✓ 規模・系列・業種・地域を超えたオープンイノベーション
- ✓ 地域との共生や地域貢献
- ✓ 利益もコストもサプライチェーン全体で適正にシェア
- ✓ 下請取引の適正化
- ✓ 取引条件のしわ寄せ防止



新たなパートナーシップ  
規模・系列を超えた連携  
お互いWin-Winの関係で!

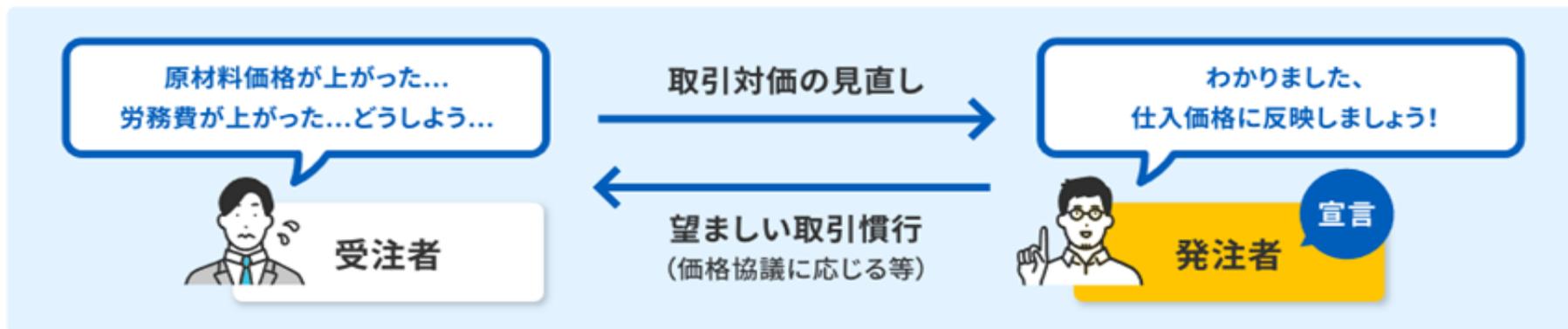


適正な取引価格の実現  
価格交渉ができる関係に!



下請代金の支払条件改善  
資金繰りの改善!

## パートナーシップ構築宣言のイメージ



# パートナーシップ構築宣言

- 登録企業数（全国） 16,827社（R4.12.7時点）
- 業種登録企業

|                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| 1 農業、林業                 | 11 金融業、保険業           |
| 2 漁業                    | 12 不動産業、物品賃貸業        |
| 3 鉱業、採石業、砂利採取業          | 13 学術研究、専門・技術サービス業   |
| 4 <b>建設業 1,487者（9%）</b> | 14 宿泊業、飲食サービス業       |
| 5 製造業                   | 15 生活関連サービス業、娯楽業     |
| 6 電気・ガス・熱供給・水道業         | 16 教育、学習支援業          |
| 7 情報通信業                 | 17 医療、福祉             |
| 8 運輸業、郵便業               | 18 複合サービス事業          |
| 9 卸売業                   | 19 サービス業（他に分類されないもの） |
| 10 小売業                  |                      |

# パートナーシップ構築宣言

## ■地域別登録企業

(全業種：12月7日時点)

|    |      |        |
|----|------|--------|
| 1位 | 東京都  | 3,233社 |
| 2位 | 大阪府  | 1,412社 |
| 3位 | 愛知県  | 1,278社 |
| 4位 | 神奈川県 | 716社   |
| 5位 | 静岡県  | 766社   |
| 6位 | 埼玉県  | 669社   |

## ■埼玉県内企業の登録

(6月6日時点の建設業)

登録企業者数は33者あるが、  
県発注工事における契約実績がある企業  
は16者のみ。

取引先と共存共栄の関係を築こうとする経営者の皆様へ

## 「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

### ①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※下請中小企業振興法に基づく基準

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/teihiki/shinkoukiivn.htm>

### ②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp> に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

### ③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>  
大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

### ④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

#### 「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付  
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765



#### 「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会  
03-5541-6688  
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>

当協会と都道府県協会の連携により  
中小企業を支援します。  
公益財団法人  
全国中小企業振興機関協会

